

令和2年 第5回

田村市農業委員会総会議事録

田村市農業委員会

議 事 録

1. 開催日時 令和2年5月19日(火) 午後1時30分

2. 開催場所 田村市役所 多目的ホール

3. 出席委員 田村市農業委員19名のうち19名
田村市農地利用最適化推進委員4名のうち4名

1番 白土 中委員	2番 先崎保彦委員	3番 石井清吉委員
4番 新田耕司委員	5番 三田勝一郎委員	6番 渡邊幸蔵委員
7番 石井宗吉委員	8番 白岩幸一委員	9番 安藤末男委員
10番 壁谷和男委員	11番 佐久間嘉彦委員	12番 佐藤伸夫委員
13番 石井林一委員	14番 三浦善治委員	15番 宗形武夫委員
16番 國分貴市委員	17番 松本裕治委員	18番 吉田修一委員
19番 村上好徳委員		

①番 佐藤政一委員	②番 蒲生喜弘委員	⑨番 石井正志委員
⑮番 渡辺登喜男委員		

4. 欠席委員 な し

5. 農業委員会事務局職員

局長	遠 藤 浩 一
主任主査(庶務担当)	三 浦 幹
主査	矢 内 敬

6. 書 記

主査	矢 内 敬
----	-------

7. 議事録署名人

12番	佐 藤 伸 夫 委員
13番	石 井 林 一 委員

8. 提出案件

議案第 1 号 農地利用最適化推進委員の担当区域の変更について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について（市許可分）

議案第 5 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について（県許可分）

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農地利用集積計画
に対する意見決定について

議案第 7 号 農用地利用配分計画に係る意見決定について

9. 会議の経過概要 （開会 午後 1 時 3 0 分）

事務局	<p>それでは、定刻より早い時間ですが、出席委員の方が揃いましたので総会を始めさせていただきます。今回の総会より新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対策としまして人員を削減しまして開催する運びとなりましたので、何卒ご了解をいただきたいと思います。総会に先立ちまして4月24日に逝去されました、故永山弘一推進委員様を謹んで哀悼の意を表し黙祷を捧げたいと思います。ご起立願います。「黙祷」（20秒間）有難うございました。</p> <p>それでは、改めて令和2年第5回総会を始めさせていただきます。会議に先立ちまして会長よりご挨拶をいただきます。</p>																					
会長	<p>皆様、雨の中大変ご苦労様です。さて新型コロナウイルスの拡大を受けまして今月の総会からこのような形で進めさせていただくことになりました。国全体では感染者が減ってきているようではありますが、収束はなかなか先になるという見方であります。このような状況の中で引き続きよろしく願います。それでは今日もよろしく願い申し上げます。</p>																					
事務局	<p>これより会議に入りますが、田村市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は会長にお願いを致します。よろしく願います。</p>																					
議長	<p>本日の案件は、</p> <table border="0" data-bbox="386 1056 1479 1430"> <tr> <td>議案第1号</td> <td>農地利用最適化推進委員の担当区域の変更について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第2号</td> <td>農地法第3条の規定に基づく許可申請について</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>議案第3号</td> <td>農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可）</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第4号</td> <td>農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可）</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>議案第5号</td> <td>農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可）</td> <td>9件</td> </tr> <tr> <td>議案第6号</td> <td>農業経営基盤強化法第18条第1項の規定に基づく農地利用集積計画に対する意見決定について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第7号</td> <td>農用地利用配分計画に係る意見決定について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>以上36件であります。よろしくご審議賜りますようお願い致します。</p> <p>農業委員総数19名、うち出席委員19名、欠席委員なし、農地利用最適化推進委員4名、うち出席委員4名、欠席委員なし、よって総会は成立致します。</p> <p>次に議事録署名人でございますが、議長指名でご異議ありませんか。</p>	議案第1号	農地利用最適化推進委員の担当区域の変更について	1件	議案第2号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	15件	議案第3号	農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可）	1件	議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可）	8件	議案第5号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可）	9件	議案第6号	農業経営基盤強化法第18条第1項の規定に基づく農地利用集積計画に対する意見決定について	1件	議案第7号	農用地利用配分計画に係る意見決定について	1件
議案第1号	農地利用最適化推進委員の担当区域の変更について	1件																				
議案第2号	農地法第3条の規定に基づく許可申請について	15件																				
議案第3号	農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可）	1件																				
議案第4号	農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可）	8件																				
議案第5号	農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可）	9件																				
議案第6号	農業経営基盤強化法第18条第1項の規定に基づく農地利用集積計画に対する意見決定について	1件																				
議案第7号	農用地利用配分計画に係る意見決定について	1件																				
出席委員	<p>異議なし。</p>																					
議長	<p>異議なしと認め、12番佐藤伸夫委員、13番石井林一委員を指名致します。</p>																					

	<p>次に本日の会議の進め方について申し上げます。ご発言をいただく際はその都度挙手により議長の指名を受けてからお願いします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。議案第1号「農地利用最適化推進委員の担当区域の変更について」を議題と致します。それでは、整理番号1番について、事務局説明願います。</p>
事務局	整理番号1番について、議案書朗読、説明。
議長	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。</p> <p>本案について質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	質疑なし。
議長	本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
出席委員	異議なし。
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地利用最適化推進委員の担当区域の変更について」は、原案のとおり決定いたしました。以上をもちまして、第1号終了いたします。</p> <p>次に議案第2号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、整理番号1番から15番までについて、事務局説明願います。</p>
事務局	整理番号1番から15番までについて、議案書朗読、説明。
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明がありました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから一括審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	異議なし。
議長	異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、1番白土中委員ご報告をお願い致します。
1番委員	1番白土です。整理番号1番について調査報告を申し上げます。整理番号1番について、

<p>議 長</p>	<p>15日に現地において、佐藤推進委員と私と譲受人の3名で調査してきましたが、何ら問題ありませんでした。委員の皆様の慎重審議をよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
<p>2番委員</p>	<p>ありがとうございます。次に整理番号2番について、2番先崎保彦委員ご報告をお願ひ致します。</p> <p>2番先崎です。整理番号2番の案件について調査報告いたします。15日に譲渡人、譲受人、蒲生推進委員と私の4名で現地調査をしました。譲渡人は小野町在住で高齢になったため譲受人に耕作をお願ひしたいとの話であり、今回譲受人も会社を退職するというので、今後は農業を計画でありまして申請地は譲受人の宅地と隣接しておることから、耕作条件向上を図る目的で売買の話をしたところ、成立をしまして今回の申請になったところでございます。何ら問題ないと見てまいりました。皆様の慎重審議よろしくお願ひします。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。次に整理番号3番について3番石井清吉委員ご報告をお願ひします。</p>
<p>3番委員</p>	<p>3番石井です。整理番号3番について報告します。15日に譲受人宅に伺いまして、後ろの畑ですが、渡部推進委員と話を伺いました。昔、大家を造った時に譲渡人のお父さんの名義でそのままにしていた話がまとまり、今回の登記申請で直したいという話になり、何ら問題ないものと見てまいりました。皆様の審議をよろしくお願ひします。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。次に整理番号4番について4番新田耕司委員ご報告をお願ひします。</p>
<p>4番委員</p>	<p>4番新田です。整理番号4番について報告します。17日に石井推進委員と譲渡人、譲受人と私の4名で現地調査をしました。今まで自分の宅地の前に借りていましたが、今回登記上で正式に所有権移転申請なので、何ら問題はないものと見てまいりました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。次に整理番号5番について6番渡邊幸蔵委員ご報告をお願ひします。</p>
<p>6番委員</p>	<p>6番渡邊です。整理番号5番について報告します。譲渡人と譲受人は親子関係になっていまして、昨日に松本推進委員と立ち合いをして来ました。息子さんは会社勤めなので、譲渡人に立ち合いをいただき、年齢も高齢で所有権移転をしたいということでございました。何</p>

	<p>ら問題ないものと見てまいりました。よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。次に整理番号6番及び7番について7番石井宗吉委員ご報告をお願いします。</p>
<p>7番委員</p>	<p>7番石井です。整理番号6番、7番について調査報告を申し上げます。まず整理番号6番について17日に石井推進委員と譲渡人と譲受人の父親と私の4名で現地を確認してまいりました。現地は譲受人が借りて長年耕作しており、問題ないものと見てまいりました。次に整理番号7番について15日に譲渡人は群馬県在住なので電話で確認しましたが、親族の譲受人にすべてお任せするとの事でしたので、譲受人と石井推進委員と私で現地調査をしました。現地はこの後、4、5条で案件が出ますが、申請通り問題ないものと見てまいりました。以上報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。次に整理番号8番から10番までについて10番壁谷和男委員ご報告をお願いします。</p>
<p>10番委員</p>	<p>10番壁谷です。整理番号8番ですが、17日に譲受人宅に伺いまして、現地確認と内容調査をしてまいりました。譲渡人は茨城県在住なので電話で確認したところ、船引の実家に帰っていることで、昨日の朝、伺いまして内容に間違いのないものと確認してまいりました。次に整理番号9番、10番ですが譲受人は両名とも、隣に娘さんの住宅がありまして、その土地を譲り受けたいという話で、何ら問題ないものと見てまいりました。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。次に整理番号11番について13番石井林一委員ご報告をお願いします。</p>
<p>13番委員</p>	<p>13番石井です。整理番号11番について調査報告をします。去る17日に渡辺推進委員と譲渡人は高齢で立ち会えないので代理人の方と、譲受人と私の4人で現地確認をしました。今までは、借りて畑を作っていたが、これからも耕作をしていくので何ら問題ないものと見てまいりました。よろしくお願ひします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。次に整理番号12番及び13番について14番三浦善治委員ご報告をお願いします。</p>
<p>14番委員</p>	<p>14番三浦です。整理番号12番について報告します。16日、譲渡人と譲受人と調査してまいりました。面積が小さく譲受人の農地に隣接しているので、そのまま贈与したい要望</p>

議 長	<p>があり何ら問題ないものと見てまいりました。次に整理番号13番について同じ日の16日に、譲渡人、譲受人とも電話で確認しました。以前から口約束で耕作していて正式に贈与したいとの事でしたので何ら問題ないものと見てまいりました。よろしくをお願いします。</p>
18番委員	<p>ありがとうございます。次に整理番号14番及び15番について18番吉田修一委員ご報告をお願いします。</p>
18番委員	<p>18番吉田です。整理番号14番、15番について譲渡人と譲受人と吉田推進委員と私の4人で調査しました。この案件につきましては譲渡人が住宅、田畑を売却して郡山市に移転するという事で、すべて処分したい話であり、当初、譲受人が買い受ける訳でしたが、やはり住宅はいらないという事で、もう1人の譲受人が買いたいということで、残りの田畑を譲受人が買うことになり費用対効果の面で問題ないものと見てまいりました。皆様の慎重審議よろしくをお願いします。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。以上で整理番号1番から15番までについて事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、申請の通り許可することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第2号「農地法第3条の規定に基づく許可申請について」の、整理番号1番から15番までについては、申請の通り許可する事に決定いたしました。 以上をもちまして2号議案は終了します。 次に議案第3号「農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p>

	<p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、7番石井宗吉委員ご報告をお願い致します。</p>
7番委員	<p>7番石井です。整理番号1番について報告します。15日に申請人と代理人と石井推進委員と私の4名で現地を確認してまいりましたが、申請通り何ら問題ないものと見てまいりました。委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上で整理番号1番について事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第3号「農地法第4条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」の、整理番号1番については、申請の通り許可する事に決定いたしました。 以上をもちまして3号議案は終了します。 次に議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（市許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番から8番までについて、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番から8番について議案書を朗読、説明。</p>
議長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。 ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査を</p>

	<p>お願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思いますのですが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、1番白土中委員ご報告をお願い致します。</p>
1番委員	<p>1番白土です。整理番号1番について調査結果を申し上げます。15日に佐藤推進委員と代理人であります行政書士と3名で現地調査をしました。この土地は隣接地が譲受人所有の会社の碎石置場になっており、事業規模の拡大を受けて場所が狭いので、譲渡人と話がまとまり、その農地を碎石置場に利用したいということでございました。片側が田んぼになっていますが、その人の同意もいただいておりますので何ら問題ないものと見てまいりました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番について、4番新田耕司委員ご報告をお願い致します。</p>
4番委員	<p>4番新田です。整理番号2番の案件について調査報告します。その前に譲渡人と譲受人が逆になっていますので、訂正してください。17日に石井推進委員と譲受人と私の3名で確認しました。たばこ耕作をしている譲受人が作業場を新築したいということで、今回申請に至った訳であります。何の問題ないものと見てまいりましたので報告します。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号3番について、5番三田勝一郎委員ご報告をお願い致します。</p>
5番委員	<p>5番三田です。整理番号3番について報告します。17日に渡辺推進委員と譲受人と私の3人で現地に赴き、調査してまいりました。譲渡人は仕事の都合で出席できないので、後で電話にて確認しました。ここは譲受人居宅の目の前で、譲渡人の畑で、ここに従業員駐車スペースを作りたい意向で、乗用車や作業用ダンプ置場にする予定ですが、譲渡人の農地もあるので、雨水などでこれではまずいのではないかと話が出ましたが、境界にU字溝を設置する話でまとまり問題ないものと見てまいりました。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。次に整理番号4番から6番までについて、7番石井宗吉委員ご</p>

	報告をお願い致します。
7番委員	7番石井です。整理番号4番から6番について報告します。整理番号4番について前の議案の3条、4条と同日の15日に譲受人と譲渡人は群馬県在住なので、いとこの方と、石井推進委員と私の4人で現地調査をしました。何ら問題ないものと見てまいりました。次に整理番号5番について、同日に譲受人の父親と、譲渡人のいとこと、住宅建築の代理人と石井推進委員と私の5人で確認しましたが何ら問題ないものと見てまいりました。整理番号6番について、被設定人の父親と住宅建築の代理人と石井推進委員と私の4人で確認しました。こちらも何ら問題ないものと見てまいりました。皆様の慎重審議をよろしく申し上げます。以上です。
議長	ありがとうございました。次に整理番号7番について、9番安藤末男委員ご報告をお願い致します。
9番委員	9番安藤です。整理番号7番について報告します。設定人と被設定人は親子関係でありまして、14日に現地を確認しまして、設定人の現在住んでいる住宅のすぐ下の土地に息子さんが家を建てるということをございました。周りの農地には何の影響もないものと見てまいりました。慎重審議よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。次に整理番号8番について、13番石井林一委員ご報告をお願い致します。
13番委員	13番石井です。整理番号8番について報告します。17日に譲渡人の代理人と譲受人と渡辺推進委員と私の4人で現地確認をしましたが無何の問題ないものと見てまいりました。よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席委員	質疑なし。
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、申請の通り許可することにご異議ありませんか。
出席委員	異議なし。

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第4号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（市許可分）」の、整理番号1番から8番までについては、申請の通り許可する事に決定いたしました。</p> <p>以上をもちまして4号議案は終了します。</p> <p>次に議案第5号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の意見決定について（県許可分）」を議題と致します。それでは整理番号1番から9番までについて、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番から9番までについて議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>ただいま説明いたしました事項については、あらかじめ担当区域の委員の方に、調査をお願いしておりますので、調査結果についてご報告をいただいてから審議したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>ご異議がありませんので、ご報告をお願いします。整理番号1番について、2番先崎保彦委員ご報告をお願い致します。</p>
2番委員	<p>2番先崎です。整理番号1番についてご報告いたします。15日に申請人の代理人である行政書士と蒲生推進委員と私の3名で現地確認をしました。太陽光パネルの新設でありまして、申請地は権利取得が可能である事と周辺には立木もありませんし、日照も十分確保できる農地で、また道路も接道している事で何の問題もないものと見てまいりました。ご報告を申し上げます。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号2番について、3番石井清吉委員ご報告をお願い致します。</p>
3番委員	<p>3番石井です。整理番号2番について報告いたします。15日の朝に設定人と被設定人の担当者と渡部推進委員と私の4人で現地確認をしました。設定人宅の前の何十年も耕作していない田んぼで、そこに残土をしたい訳ですが再度確認をしてまいりました。下に水路があるので大雨時に下流に被害が出ないように慎重に積むという話で確認をしてきましたので報告します。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号3番から6番について、6番渡邊幸蔵委員ご報告をお願い致します。</p>
6番委員	<p>6番渡邊です。整理番号3番から6番について関連性がありますので一括で調査報告をさせていただきます。まず被設定人の皆様がそれぞれ遠方ということで、書面にて委任を受けております。設定人の皆さんにそれぞれ連絡を差し上げましたが、こちらにお願いしたいという話でありました。株式会社が担当をしております、そちらに連絡を差し上げ昨日の午前中に松本推進委員と私の3人で現地調査をしましたが、何ら問題ないものと見てまいりました。ご報告申し上げます。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号7番について、9番安藤末男委員ご報告をお願いします。</p>
9番委員	<p>9番安藤です。整理番号7番について報告します。設定人は埼玉県に在住していますのでこちらには来られないので14日に電話で確認しました。現地は代理人で行政書士の方と、現地にて説明をいただきました。私と鈴木推進委員で現地確認をしました。太陽光パネルで周辺農地に影響はないと確認してまいりました。何ら問題ないものと見てまいりました。慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号8番について、11番佐久間嘉彦委員ご報告をお願いします。</p>
11番委員	<p>11番佐久間です。整理番号8番について申し上げます。過日関係者から調査した結果何ら問題ないものと見てまいりました。慎重審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に整理番号9番について、14番三浦善治委員ご報告をお願いします。</p>
14番委員	<p>14番三浦です。整理番号9番について調査報告をします。17日に現地にて、譲受人の南移区長と墓地委員の方2名と調査してまいりました。譲渡人は高齢のため電話で確認しました。今年の台風災害で墓地が土砂崩れですべて流されてしまい、今のところに建てることは不可能で、新しいところに墓地を建て直すことになりまして、丁度お寺の脇にあった農地に話が進んだ経緯があります。隣接地についても何ら問題ないものと見てまいりました。雨水排水についても、脇が河川でありますので何ら問題ないものと見てまいりました。以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。以上で事務局の説明及び調査結果についての報告が終わりました。本案について質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって議案第5号「農地法第5条の規定に基づく許可申請について（県許可分）」の、整理番号1番から9番までについては、原案の通り許可相当と意見決定いたしました。 以上をもちまして5号議案は終了します。 次に議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題と致します。それでは整理番号1番について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号1番について議案書を朗読、説明。</p>
議 長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。 本案について質疑に入ります。質疑を求めます。</p>
出席委員	<p>質疑なし。</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、原案通り決定することにご異議ありませんか。</p>
出席委員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画に対する意見決定について」の整理番号1番については、申し出の通り計画を定めることについて「適当」とであると意見決定致しました。以上をもちまして6号議案は終了致します。</p>

議 長	次に議案第7号「農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題と致します。それでは、整理番号1番について、事務局説明願います。
事務局	整理番号1番について議案書を朗読、説明。
議 長	以上で事務局の説明が終わりました。 本案について、質疑に入ります。質疑を求めます。ございませんか。
出席委員	質疑なし。
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 本案について、原案通り決定することにご異議ありませんか。
出席委員	異議なし。
議 長	<p>異議なしと認めます よって、議案第7号「農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の、整理番号1番については、申し出のとおり計画を定めることについて、「適当」とすると意見決定致しました。 以上をもちまして、7号議案は終了いたします。</p> <p>これで、本日提出されました案件はすべて終了いたしました。 それぞれご承認、ご決定を賜りましてありがとうございます。 これをもちまして、令和2年第5回田村市農業委員会総会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: right;">閉会 14:35</p>

令和2年5月19日

上記の議事録は、書記が記載したものであるが、内容に相違ないことを認め署名する。

田村市農業委員会議長

議 事 録 署 名 人

議 事 録 署 名 人